

第5部

公開セミナー実施録

「自治体における子育て

支援事業の推進」

第1部

基調講演 「地域での子育て支援拠点事業の展開」

講師 柏女 霊峰 氏

(淑徳大学総合福祉学部教授 日本子ども家庭総合研究所
子ども家庭政策研究担当部長)

皆さん、こんにちは。千葉県の淑徳大学で子どもの福祉を中心に担当している柏女です。今から1時間、「地域で子育て」というレジュメに基づきながら、今回の特別研究公開セミナーのテーマである「自治体における子育て支援事業の推進」ということでお話しさせていただきます。ご参加の皆さま方は、自治体のご担当の方と保育所の管理運営に携わっていらっしゃる方がかなり多いとお見受けしましたので、こちらのほうを中心に置いてお話しさせていただくことをご容赦いただきたいと思います。

今日お話しさせていただくことは、大きく二つあります。一つは自治体における子育て支援事業の展開ということで、子育て支援の理念、制度、機関の運営、具体的な援助の方法について、総括的に話したいと思っています。二つ目は、それに深く関連することで、現在改訂作業が進められている「保育所保育指針」の素案では、第6章に保護者支援ということが新たに章立てされています。そこでは保育所における保護者支援の原理が幾つか挙がっていますので、その話も含めてしていきたいと思っています。

はじめに

「はじめに」のところで、今私が申し上げたことを述べさせていただいています。一つは、子育ての現状、理念、制度、運営、具体的援助の一体的検討を行うということです。

もう一つは、子育て支援事業は曲がり角にあると私自身は感じています。端的に言えば、プロが担っていくのか、当事者がお互いに助け合う共助の視点でいくのかということです。高齢者や障害者の分野の在宅支援については、原則としてプロが担っていくということで、在宅福祉三本柱なども法律上に位置付けられ、高齢者の場合は介護保険制度の下でパッケージが作られて、そこで進められるということになっています。しかし、子育て支援については、育児保険の話なども提案されてはいますが、現在はお互いの助け合い（共助）の視点で行われるということになっています。これがいいのか、悪いのか。かえって介護保険のように社会全体の仕組みの中で行われている具体的なサービスが市場型のサービスのパッケージになってしまっていて、そうしたことのない子育て支援の分野で共助型の支援が大きく息づいているということの皮肉な結果ではないかと思いますが、そうしたことも念頭に置きながら、それでもどちらに進むのかという大きな変わり目にあって、厚生労働省の政策もその中で揺れているといえます。

そんなことも含めながら、どういう理念を組み込むのか、それによってどういう仕組みを作っていくのかということも深く関連してくると思います。このことから、子育て支援事業は大きな曲がり角にあるという認識を持っているということです。

I 次世代育成支援施策の動向と子育て支援

1. 子どもを産み育てにくい社会

「統計史上最低の出生数・出生率」「統計史上最高の保育所入所児童数、放課後児童クラブ登録児童数」「統計史上最高の子ども虐待数」という、日本の子育ての現状を示す三つの統計を挙げました。新しく生まれてくる赤ちゃんの数がどんどん減り、それにもかかわらず保育所に入所する子どもの数が統計史上最高を更新し続け、さらに、放課後児童クラブの登録児童数がこの8年ぐらいで倍になるなど、急激に増加しています。また、家庭で育てられている子どもたちの中で、子ども虐待も統計史上最高を更新し続けています。

このような現象から、「子どもを産み育てにくい社会」と言っているかと思いますが、その原因の一つが、ソーシャルキャピタル（社会関係資産）が地域から失われつつあるということです。顔を見ればあいさつする、手の空いている人が手の足りない人を手伝う、ちょっとした声掛けをするといったことが一種の社会関係の資産になっていて、これがセーフティーネットの役割を果たしてきたわけですが、これがどんどん喪失してきています。

そして、今の政策そのものもソーシャルキャピタルの喪失に影響しています。代表的なものが個人情報保護法ですが、そういったものがソーシャルキャピタルを喪失させているということとは否定できないと思います。その結果、地域の安心・安全が保てなくなり、子どもや母子を学校や保育所、さらには「つどいの広場」に囲い込みかねない社会が進んできているのではないかと思います。

2. 子育ての変化と子育て支援の必要性

もともと日本の子育ての制度はどのような考え方で作られたのかというと、まず、第一義的な子育て支援は、親族や地域の助け合いでやってくださいということです。駄目ならば、昼間に誰も見ることができない子どもは「保育に欠ける」、昼も夜も誰も見ることができない子どもは「養護に欠ける」と行政機関が認定して、その認定した子どもを保育所あるいは児童養護施設という施設で育ててもらおう。こういう考え方で作られた制度です。そのために、行政による職権保護中心、施設中心の体制が、ずっと取られてきました。

ところが、ソーシャルキャピタルの喪失によって、前提となっていたお互いの助け合いが崩壊してきました。つまり、前提要件が崩れてしまったわけです。しかしながら、制度そのものは相変わらず施設中心の体制を取り、職権保護中心、行政処分中心の体制を取っているのです。制度と現実との乖離がひどくなっています。その結果が子どもを産み育てにくい状況を生み出してきたのではないかと思います。

3. 子育て支援政策の転換

もちろん政府もこれに対して何もしなかったわけではなく、理念の転換を図っています。子

育てに対して応援しない代わりに余計な口出しをしないというこれまでの政策から、子育てを応援するとともに、家庭の中で適切な子育てが行われていない場合には行政あるいは司法が家庭の中に介入していく政策へ、平たい言葉で言えば「金も出さない代わりに口も出さない」という政策から「金を出す代わりに口も出す」という政策へと方針転換したわけです。

金を出す具体的な政策として、子育てを応援する国家計画が次々と作られてきました。現在は、平成16年の『子ども・子育て応援プラン』や平成19年の『放課後子どもプラン』、さらには、第3の保育の場とも言うべき「地域子育て支援拠点事業」が平成19年から展開されています。

その一方で、子育てや家庭内の出来事に社会が介入する法律も作られてきました。平成12年にいわゆる児童虐待防止法、翌年の平成13年にいわゆる配偶者暴力防止・保護法が作られ、相次いで改正されてきています。

このような政策が進められてきたわけですが、先ほど申し上げたように、第一義的な子育ての援助は、家庭内のお互いの助け合い、あるいは地域社会のお互いの助け合いによるという前提はそのままでした。その結果、施設である保育所に利用希望が殺到するようになっていきます。その一方で、専業主婦家庭など、施設を利用できない方々の子育て困難が大きく顕在化するという状況を生み出してきたわけです。

4. これらに対する／これらを促進する構造改革と社会保障・社会福祉構造改革の動向

こういった現状に対応する、あるいはこれらを促進してきたと思われる一群の政策を、(1)～(9)まで挙げておきました。

- (1) 社会福祉基礎構造改革（苦情解決制度、第三者評価制度など）
- (2) 地方分権と規制改革（三位一体改革、認定こども園、民営化、PFI、指定管理者制度、イコール・フッティング論等）
- (3) 権利擁護（児童、高齢者虐待防止法の制定、障害者虐待防止対策の検討など）
- (4) 個人情報保護に関する法律：個人の分断
- (5) 障害者自立支援法
- (6) 狭間の問題への着目、ソーシャルインクルージョン、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法、発達障害者支援法等
- (7) 介護保険制度改革
- (8) 『年金・医療・介護』破綻防止のための基盤整備としての少子化対策に対する違和感
- (9) 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議

時間の関係で、こちらは省略させていただきます。

5. 次世代育成支援施策の動向－「いのちの循環」を再生するために

この現状を改善するために出てきたのが、次世代育成支援施策と呼ばれる一群の政策理念と政策枠組みです。この政策は、「仕事と子育ての両立支援」「男性を含めた働き方の見直し」「地域における子育て支援」「社会保障における次世代支援」「子どもの社会性の向上や自立の促進」という五つの方向を確認しています。特に、「男性を含めた働き方の見直し」と「地域における子育て支援」が大きな特徴で、地域における子育て支援の重視が初めて政策的に取り上げられることになりました。

そして、少子化社会対策基本法、次世代育成支援対策推進法、平成15年改正児童福祉法とい

う三つの法律が、平成15年に成立しました。特に大事なのが、平成15年改正児童福祉法による子育て支援事業の法制化です。これは、高齢者や障害者の在宅福祉三本柱に相当するものの子育て版を、「子育て支援事業」という名称で法律上に位置付けています。しかし、法律上に位置付けただけでは増えませんので、次世代育成支援対策推進法という法律を作って、すべての市町村に数値目標を上げてもらい、もちろん施設である保育所の施設目標も上げてもらって、それらを各都道府県で集計し、全国で集計して作ったといわれているのが、『子ども・子育て応援プラン』です。

ちなみにこの『子ども・子育て応援プラン』では、在宅サービスの中の親子のデイサービスの場と考えられる「つどいの広場」や保育所の地域子育て支援センター事業を、当時の3,000カ所から6,000カ所に倍増するという数値目標が掲げられています。しかし、それではまだ足りないということで、今年度から地域子育て支援拠点事業という新たな政策を打ち出すことによって、この目標を前倒して6,000カ所から1万カ所にするという計画が進められています。そのときに、つどいの広場と保育所の地域子育て支援センター事業だけでは駄目なので、児童館で午前中を中心に行われている幼児ルーム、親子教室を活用することによって、その目標を達成しようということにしたわけです。

そのときに、つどいの広場は、主として当事者たちが大きな力を発揮してNPO法人を作ったりしながら運営していく。児童館は、今まで児童館の職員が幼児ルームなどをしていたのですが、当事者が運営してくれという条件を国が取り付けることにしたわけです。そして、プロがやっている保育所型の地域子育て支援センターについては、特に小規模型のものについては3年で廃止してひろば型などに転換していく。このように、地域子育て支援拠点事業では、専門職支援型から当事者支援型のほうに大きくシフトしています。この辺にも、先ほど申し上げました、本当にそれでいいのかということを考える一つの素材が挙がっていることになります。つまり、子育て支援事業は誰がどのように担うべきかということが、大きな転換期にあるといえるのではないかと思います。

その一方で、次世代育成支援施策、特に在宅サービスを担う人材として保育士の国家資格化を図り、保育士を保育所の中から解放し、子どもと子育て家庭のあるすべてのところで保育士が活躍できるようにしていく。これは専門職活用型になると思いますが、幾つかの政策も出されています。

6. 最近の動向

このような状況の中で、保育や子育て支援をめぐる幾つかのことが出てきています。子育て支援に引き付けて言えば、認定こども園の制度化です。ここでは、子育て支援事業が必須サービスになっています。保育所の地域子育て支援は、法律上、前から努力義務になっていますし、幼稚園の地域子育て支援も、去年の学校教育法改正の中で努力義務化が図られています。つまり、幼稚園と保育所については地域子育て支援を努力義務として規定し、認定こども園については地域子育て支援を義務化するという政策が進められているわけです。

認定こども園が何を生み出すかということ、幼稚園と保育所の相互乗り入れと利用者の近似、認可保育所における直接契約制の導入、幼稚園教諭と保育士の資格統合問題、それから、実施主体や補助負担金の在り方の相違が大きく顕在化してくることになります。特に保育所や幼稚園は公設公営か民営かで大きな違いがあるのですが、認定こども園を作っていくときに、こう

した補助負担金の違いが大きく浮かび上がってくるわけです。

それから、NPOやボランティアに依存している第三の保育の場としての「親子の交流の場」をどう考えていけばいいのかということです。今月の末には、子育てひろばの全国セミナーが石川県で開かれます。また、およそ1週間置いて、保育所の地域子育て支援センターの全国大会が熊本で開かれます。それぞれの子育て支援センターやつどいの広場をどういう方向に持っていけばいいのか。今回は子育て支援センター内部の検討、つどいの広場内部の検討ということになりますが、今後、地域子育て支援拠点事業を受けて、どういう方向に子育て支援を持っていけばいいのかということについて、グランドデザインを描いていく必要があると言えるかと思います。

それから、子育て支援に関連することと言えば、幼稚園教育要領・保育所保育指針の改訂も影響を与えることとなります。特に、保育所に子どもを通わせている保護者、あるいは幼稚園に子どもを通わせている保護者への支援を明確に打ち出した点が、今回の改訂の大きな特徴ではないかと思います。もちろん、幼稚園教育要領と保育所保育指針とでは、踏み出し方に若干の違いがあります。保育所保育指針では、親子関係をより良いものにしていくために、より積極的に保護者に働き掛けていく必要があるという観点なのに対して、幼稚園教育要領では、その働き掛けがやや引込んだ形で、幼児期の教育について「保護者の理解を得る」という表現になっています。来年3月に最終指針が決まるまでにどのような表現の変更があるのかは今後の検討ということになると思いますが、いずれにしても、幼稚園教育要領や保育所保育指針においては、それぞれの場に子どもを通わせている保護者支援を大きく打ち出している点が特徴だといえます。

また、『放課後子どもプラン』が策定され、実施されているほか、地方分権改革推進法が成立しましたが、これは3年間の時限立法で、再来年ぐらいには地方分権改革推進委員会で地方分権できるものについての取りまとめが行われます。平成15年には公設公営保育所の運営費の一般財源化が決まりましたが、恐らくここでは、残された民設民営あるいは公設民営の保育所、あるいは私立幼稚園の運営費や私学助成の一般財源化といったことも、さらに議論になる可能性があると思います。

そして、ちょうどそのころに『次世代育成支援後期行動計画』が始まります。今の行動計画は平成17年度から21年度まで、22年度には後期行動計画が始まりますが、その策定作業は21年度に進められますので、20年度が大事な年になると思います。というのは、前のときはこの子育て支援事業を進めていくための財源が示されなかったもので、非常に小粒な子育て支援事業になってしまいました。国のほうとしても、親子のデイサービスの場を1万カ所に増やすという政策を掲げていますが、それ以外の事業を広げていくには、どうしても財源の確保策が必要になってきます。そのためには平成20年が節目の年になるわけで、そこでできなければ、また後期行動計画も同じような小粒な計画に終わってしまうとも考えられます。

保育所については、今は公設民営化が進展しているわけですが、公設民営化が進めば進むほど、国の負担額が総額として増えることとなります。つまり、公設公営であれば運営費の負担金はゼロだったのですが、民営化すれば国の負担が2分の1入ることになるので、厚生労働省の雇用均等・児童家庭局の子どもの予算に占める保育所の負担金の割合がどんどん増えていく。10の予算枠の中で、今は保育所の負担金が8ぐらいですが、それが9になれば、それ以外の政策経費に充当できるお金が10分の1しかないことになりはしないか。ですから、民営化が進め

ば進むほど、子育て支援事業に回るお金が少なくなるということもありうるわけです。もちろん財源が若干違いますので、そうはっきりと結論付けることはできませんが、このようなことも念頭に置いておかなければならないと思います。

それから、今までひろば活動は次世代育成支援交付金だったわけですが、地域子育て支援拠点事業が始まって、ここに都道府県負担の導入が行われ、国の補助金については事業主拠出金に基づく児童育成事業になりましたので、年金特別会計からお金が出るようになりました。つまり、国の税は使わないことにして、事業主の拠出金を充当するように政策転換が図られているわけで、これも財源保障の整理の必要性を招いてくることになるかと思います。

こうしたこと等を考えると、今やりくりが限界に来ているということで、今後、子育て支援事業の大きな方向転換、あるいは、今まで共助でいくのか市場原理を導入していくのかで揺れていたものを、どちらかにしっかりと軸足を固める、分かれ目になるのではないかと思います。

この辺までは制度的な話で、現場の保育園の先生方には耳慣れない言葉が多かったのではないかと思います。次に理念のほうに入っていきたいと思います。

II 地域で子育て

1. 子育て支援の原理の再確認

今、保育所の子育て支援センターが1カ所できると、当事者方の育児グループが2カ所消えるというようなことがまことしやかにいわれていますが、子育て支援とは一体何をすることなのかということについての理念に対する同意が、どうも得られていないのではないかと思います。何をすることが子育て支援なのかという十分な合意が関係者の間でなされていないことが、幾つかの課題をもたらししているのではないかと思います。そこで、子育て支援の原理についてしっかりと確認していくことが大事だろうと思っています。

それについては、私のほうで勝手に思い付くものを八つ挙げさせていただきました。①発達段階とライフコースに応じた切れ目のない支援、②親子の絆の形成と紡ぎ直し、③多様な人との関わりの保障、④育ち直し・引き受けることへの支援、⑤子どもを守りきる、⑥次世代育成支援のための社会づくり、⑦子育ての「する必要のない苦労」と「したほうが絆の形成に結びつく苦労」、⑧親になることの喜びと危機：子どものいない生活から子どもとともに暮らす生活へ。

ただ、この部分については、私の思い付きをお話しするより、保育所の子育て支援ということではありますが、法的な論拠として保育所保育指針の素案の第6章で幾つかの原理が掲げられていますので、そちらを参考にさせていただきたいと思います。通しページの36ページが、8月3日に公表された保育所保育指針の素案の第6章です。

全体の構成を申し上げておくと、1番の「保育所における保護者に対する支援の基本」が、いわば保護者支援の原理論になると思います。そして、2番が保育所に入所している子どもの保護者に対する支援、3番が地域における子育て支援という三つに分けられているわけですが、理念として一番大事なのは、1番の(1)から(6)までです。

まず、(1)として、「子どもの最善の利益を考慮し、子どもの福祉を重視すること」を挙げています。子どもの最善の利益は一体何かといことについての議論も行われており、今作成され

ている解説書の中で、これについての説明ぶりなども議論を進めています。子育て支援のためのグループには、子どものためのグループもあれば、子どもの福祉を損なわない範囲で親を中心としているグループもあるわけで、さまざまなグループがあっていいし、それぞれミッションが違っていいだろうと思いますが、ここで言う保育所の子育て支援は子どもの最善の利益を一番大切にするということです。

(2)の「保護者とともに、子どもの成長と喜びを共有すること」というのは、先走りしてしまわないで、保護者の一歩横にいたり、一歩後ろで歩んで子どもの成長と一緒に喜んでいこうということです。こういった視点も大事にするということです。

(3)は、保育士の専門性を生かそう、保育所の特性を生かそうということです。

(4)は、子どもと保護者の安定した関係に配慮するということです。子どもと保護者がより良い関係になっていくように支援していくということになるかと思いますが、例えば一時保育についても、一時保育を利用することが子どもと保護者の関係をより良くするために役立つこともあれば、関係をより良くすることに結びつかない一時保育の利用もあり得るわけで、一時保育を提供することすべてが子育て支援ではない。それをしっかりと見分けて、子どもと保護者の安定した関係に配慮する。もう一つは、保護者の養育力の向上に資するよう援助する。こういった視点が大切な原理になってくるのだろうと思います。

(5)は、保護者の意向を受け止めるということです。これを今回の保育所保育指針は大事にしています。もちろん、受け入れるということではありません。「このように思っているんですね」と受け止めるということをお大事にしましょうということです。

最後が、(6)社会資源を積極的に活用しようということです(注1)

注1：平成19年12月に公表された検討会報告書の指針案には、この6点にいわゆる
守秘義務を加えた7点が原理として挙げられている。

保育所保育指針の素案では、このように保護者支援の原理を確認しているわけです。これが一つの行政文書の中での確認ということになりますが、理念的にも実践の場で子育て支援の原理がしっかりと確認されていくことが大事なのではないかと思っています。

そこで、保育所保育指針の原理と共通しないものについて、最近私が感じていることなどを申し上げたいと思います。先ほど私が挙げた原理の八つ目に、「親になることの喜びと危機：子どものいない生活から子どもとともに暮らす生活へ」と書かせていただきましたが、これを実現するモデル事業として、「子育て支援プランの作成(石川県『マイ保育園みんなで子育て応援事業』)」があります。今、政策的に欠けているのは、親が子どものいない生活から子どもがいる生活にスムーズにソフトランディングしていくことであり、ここがうまくいっていないのではないかと問題があります。虐待で命を失う子どもたちには、もちろんその命がもろいということもありますが、生後4カ月以内がかなり多いのです。つまり、その時期に十分なかわりを集中的に行っていくことが、虐待死防止のためにも大切だと思います。

赤ちゃんがいない大人だけの暮らしから、間に必ず赤ちゃんがいる暮らしにソフトランディングしていくためには、今まで大人だけの生活で持っていたストレス対処方法を変えていかなければなりません。今までの対処方法では通じないということです。例えば、夫婦間で緊張が高まると、それを解消するために、夜、二人が好きだった映画を見に行き、フランスワインを飲みながら食事をして、そこで「ごめんね」と言ってまたよりを戻すというパターンだった方々が、子どもができたからといってそれをやめずに、子どもを置いたまま同じようにして

帰ってきたら、子どもはミルクをのどに詰まらせて窒息死している。あるいは、夫婦でスノボに行くというストレス解消法を身につけていた人が、子どもができて同じように行って、その間に、子どもが寒いというので火をつけようとして、火事になって焼け死んでしまう。こういったことがときどき起こっています。これは、赤ちゃんのいない暮らしから赤ちゃんのいる暮らしへソフトランディングしていくためのスキルを身につけることができなかったことが一つの大きな原因になっています。これを防ぐためにはストレスコーピングの方法を学ぶことが必要で、妊娠中から子育て支援をしていかなければならないのですが、恐らくこの部分が今はまだ十分ではないということです。

石川県ではその問題にも着目して、妊娠すると母子健康手帳が交付されますので、そこに一時保育利用券を3枚付けることにしました。そして、保育園でも、幼稚園でも、つどいの広場でも、自分が行きやすいところに家庭園として登録していただくことにしました。いしかわ子ども総合条例（46ページ）をこの3月に県議会で承認いただいたのですが、4の「特徴的な施策」の2行目に、「第一に、保護者を妊娠中から支援するいわば家庭園となる保育所等を乳幼児登録園として指定し、指定された在宅育児支援事業者（保育所など）に配置された在宅育児支援専門員（研修により認定）が保護者とともに乳幼児発達支援計画を策定していくものである」とあります。つまり、赤ちゃんが生まれたらどんな生活をするのか、実家のおじいさん・おばあさんとの関係も必要になります。あるいは、一時保育やつどいの広場など、いろいろな公的なサービスも時には上手に利用したい。そういう1カ月の計画、3カ月の計画、半年の計画を、研修によって認定する専門員と保護者が一緒に作っていくということをモデル的に始めています。

そして、一時保育券というものを導入し、0歳児が月2回、1～2歳児が週1回、利用料の半分の補助をすることによって、一時保育を定期的に使えるようにしていきます。一時保育というと、親から見た命名ですが、それを子ども側から見ようということです。つまり、1週間に1回、半日子どもが保育園を利用することは、子どもの成長にとって欠くことができない。それを「基本保育」と呼びたいと思います。一時保育というのは、親のリフレッシュや親の緊急的な用事のために子どもをお願いするという親から見た視点ですが、それを定期的を利用することで、子ども側から見た基本保育という視点に変えていくことが必要なのではないか。保育所であれば、0歳からほかの大人（保育士など）に抱っこしてもらったり、ほかの子どもと手をつなぐことができるけれども、家庭で育てている子どもたちは、ソーシャルキャピタルの崩壊の中で、そういうことができない。だとするならば、それを補強していく仕組みが逆に必要なのではないか。これを基本保育制度と呼んで広げていくことによって、さらに、保護者の子育てを、子育て支援プランづくりを素材としてともに創りあげていく仕組みを導入することで、赤ちゃんのいない暮らしから赤ちゃんのいる暮らしにソフトランディングできる。そういう支援を、今、進めています。

もちろん限られた財政の中での事業ですので、利用者の半額負担をはじめ、さまざまな課題があることは事実ですが、今はこの事業の地固めをしているところです。こういった視点に立ちながら、子育て支援のための原理をいかに確立していくかということが大事になってくるのではないかと思います。

6. 地域子育て支援活動の運営

地域子育て支援活動にはどんな活動があるのかということで、類型化してみました。「居場所交流型」「預かり型」「訪問型」「相談・情報提供型」「行事型」「介入型」「その他」、それぞれの機関が得意とする分野もあれば、不得意とする分野も当然出てくるだろうと思います。

次に、「供給主体の相違とミッション」と書いていますが、特にひろば型の支援を考えても、今はさまざまな供給主体がこれを担っています。行政が直営で行っているものもあれば、保育所という施設が行っているものや、児童委員や民生委員などが行っている地域型、生活協同組合などの業種型、NPO型、当事者型もありますが、それぞれによって大きくミッションが違っているだろう。あるいは、得意分野、固有の役割が考えられていかなければならない。そこがまだ十分に整備されていない。それを整備していくことが大事だろうということです。

それから、そこに起こる「場」にはどのような特性があるかということです。「Doの機能ではなくて、Beの機能が重視される」とあるのは、居場所型するときには、何かを「する」ということだけではなく、そこに「居る」ということが重視される必要があるということです。それから、信頼できる支援者がいて、その配慮がある。集団としての安心・安全が守られていることが前提である。仲間がいる。それから、地域の人々との交流についても配慮されている。つまり、ここに集まる方は母子が多いのですが、母子だけが集まってそこに多様な人とのかわりが入ってこなければ、単なる母子の囲い込みになってしまう危険性をはらんでいます。これは放課後子どもプランでも同じで、小学生の放課後生活を学校でやっていくときに、そこに地域が入り込んでこなければ子どもの囲い込みになる危険性を持っているということを知っておかなければならないと思います。

それから、運営に当たっては、特に最近「協働」について多く語られていますが、まだまだノウハウの蓄積が十分でないように思われます。協働とは一体何かというと、「異なる主体の対等な関係」「共通の目標」「長所を生かし、短所を補う」「対話と活動を重ねる」ということであり、そのためのルール化として「相手を知ること」「それぞれの活動の自立度を高め、のりしろ部分を増やす」「自在になる」「協働協定書の締結」といったことが大切になってくるのではないかと思います。

7. 地域子育て支援者のコンピテンシー（力量）：知識、技術、態度、倫理

最後に、社会的な援助の在り方についてです。特に最近では、地域子育て支援者のコンピテンシーということがいわれます。コンピテンシーは力量と訳されることが多いのですが、知識・技術・態度・倫理を包括した概念のことで、地域子育て支援者にはどのようなコンピテンシーが必要なのかという研究が行われています。ある研究では、子育て支援者のコンピテンシーを「環境を設定する力」「関係を作る力」「相手を知る力」「支援する力」「振り返り・学ぶ力」の5領域に分けて、48項目のコンピテンシーのリストを作った研究もなされています。その中では、子どもの話ではなくて大人同士の世間話ができるなどの力量が子育て支援者にはとても大事なのではないかとことも挙がっています。つまり、保育は子どものものであると同時に大人も支援する、あるいは大人と関係が持てることが大事になってくるということを示していると思います。

実践に求められる基本姿勢として、カウンセリングやソーシャルワークの原理から導き出し

た九つの視点を、以下に書きました。

- ① 受容：ありのままを受け入れます。
- ② 個別性：類型化をなるべく避け、その人固有の問題として受け止めます。
- ③ 相互信頼関係：この人なら話せそうだという関係を作ります。
- ④ 自己決定・自立への援助：利用者の主体性を重んじます。
- ⑤ 総合的アプローチ：自らの限界を知り、必要な機関・専門家につながります。また、どこにどう働き掛けることが最も有効かを常に考えます。
- ⑥ 内的世界の尊重：客観的事実を、その人がどのように受け止めているかを考えます。
- ⑦ 秘密保持：秘密を守ります。
- ⑧ 自己覚知：自分自身の性格傾向や子育てに対する考え方などを理解して援助します。
- ⑨ スーパービジョン：事例検討などを通じて、助言や意見をもらいながら進めます。

基本姿勢として、「万華鏡援助論」と言っているのですが、「万華鏡は、その模様を構成する細片は全く変わりませんが、一振りで全く違った模様を形作ります。子どもの育ち・子育ての問題の原因を深く追及するよりも、現在の状況を改善するためには何が最も有効かを考えることのほうが、はるかに建設的といえるでしょう」ということです。

児童相談所で10年間援助を行ってきて感じたのは、例えばお腹が痛いといった医学モデルであればいろいろな検査をして原因を見つけていくことが可能ですが、心理・行動上の問題というのは、原因を探そうとすればするほど袋小路に入ってしまった、自分が納得するために原因を見つけ出そうとします。そして、それに対する対応がうまくいかないと、「あの親じゃしょうがないよ」という話で妙に納得してしまう自分がいるということです。万華鏡の形の変え方には、手を突っ込んで中のものを触るという因果論に基づく変え方と、一振りすることによって形を変えるという縁起律に基づく変え方がありますが、この場合には縁起律に基づくほうで考えようと今は思っています。

もちろん、それほど簡単に形を変えられるわけではなくて苦勞が伴うわけですが、どこに働き掛けたら形を変えることができるか、今の状態を変えることができるかということを考えるほうがはるかに建設的ではないかということです。今、家族療法、エコロジカルアプローチなどシステムティックな援助論が出ていますが、システムに働き掛けていくことで形を変えようという援助方法などが万華鏡援助論につながるのだらうと思います。

それから、今の国のほうで進めています。要保護児童対策地域協議会を各市町村に設置して、そこでいろいろな立場の人たちが知恵を出し合い、役割分担して、自分の得意分野を生かして問題のある家庭に働き掛けていくという協議会型援助も、万華鏡援助論の考え方に近いものではないかと思っています。

それから、子育て支援の活動を展開していくためには、専門性の相違とミッションを議論しなければならないと思います。子育て支援の場合、どんな方々が担っているのか。その専門性もさまざまです。来週の土曜日に日本社会福祉士会で「子育て支援と社会福祉士の役割」ということでシンポジウムが開かれて、社会福祉士が子育て支援にかかわるときのミッションは何かという議論が行われることになっています。では、保育士がかかわるときのミッションは何か。あるいは、当事者同士が支援をするときのミッションは何か。この議論を詰めていかなければならないのではないかと思います。

次に、逆に共通するものをキーワードとして挙げてあります。整理できていないので、思い

付きで挙げているだけですが、「生活」「育児」「福祉」「コミュニケーション」「生涯発達」「人間学」「倫理」「アセスメント」「マネジメント」などのキーワードがあるかなと思います。

そして、支援者が陥りやすい罫もしっかりと考えておかなければならないと思います。この辺の研究などもまだ十分に行われていないのではないかと思います。また、「熱意の罫」「自己覚知の罫」「専門性の罫」「経営の罫」「マニュアルの罫」などがあります。もちろんこのほかにもいろいろなものがあると思いますが、そういったものも整理していかなければならないと思います。

レジュメの8ページには、技術と倫理の学びについて挙げておきました。技術を体系化することと、倫理をしっかりと確立していくことが大事だろうということで、ここでは全国保育士会倫理綱領を掲げています。

8. 子育て支援の意義

今、日本の社会の中では、孤立化・分断化された社会に子育て支援の事業や仕組みを入れていくことによって、もう一度緩やかなつながりを作っていくことが一番大事なのではないかと思っています。

ちょうど1時間たちましたので、少し駆け足で申し訳なかったのですが、これで本日の話を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。